

ビルマ女性はどうに語られてきたか

—邦語文献に見るビルマ女性—

みなみだ
南田 みどり

はじめに

ビルマが我が国のメディアでとりあげられることは稀である。それでも2003年の女性指導者襲撃、2004年の首相逮捕、2005年の首都移転などは記憶に新しい。たしかに、これらの断片的な報道は、水面下の真実に迫るものではない。それでも、それらが軍事政権下の出来事だと説明されれば、一応納得されるのが常である。戦後60年を越えたいま、我々の中で軍国主義時代の記憶を持つ者は減少の一途をたどる。我々の大半は、言論統制や停電の闇に思いを馳せることすらかなりの想像力を駆使しなければならない。ただ、軍事政権下では尋常ならざることや理不尽なことがまかりとおるという認識がかるうじて保持されているからこそ、ビルマの現状にたいしてもそのような納得が成り立つのである。

一方ビルマを訪れる観光客は、都会の喧噪と熱気、豊かな自然、仏教建築、そして人々の微笑に目を奪われる。そして眼前の風景と、我が国で与えられてきた情報との落差にとまどうのが常である。貴重なドルを落とす観光客の目からは、軍隊の基地も強制労働も、軍事政権にかかわる多くの事物が巧みに遮蔽されているのである。

このような風景と水面下の真実との落差は、ビルマ女性に関しても見いだせる。風景の中のビルマ女性は、元気でたくましい。ビルマ女性は地位が高く、恵まれた権利を享受しているという主張は、いまでも根強い。また女性指導者アウンサンスーチー「活躍」の印象も強く与えられている。その一方で、遅きに失した観はあるが、ビルマ軍による性暴力の被害や人身売買も、メディア等で取り上げられはじめた。26年間の社会主義という名の軍事官僚独裁、その後18年に及ぶビルマ族仏教文化至上主義をかかげた軍事政権の迷走、そのもとで国防費が国家予算を圧迫し、兵員は増強の一途をたどり、物価は年々上昇し、難民は増加し、エイズが拡大する現在、それらと風景の中の「元気な女性」とのかかわりは、どのように説明されるのか。

本稿では、そのような問題を念頭に置きながら、邦語文献におけるビルマ女性関係の言説をたどってみたい。

1. ビルマ女性に関する邦語文献について

本稿でとりあげた文献については、若干の説明が必要であると考え。まず第一に、ここで扱う文献の範囲とその分類についてである。我が国におけるビルマ女性に関する研究はいまだ緒についたばかりで、学術論文は極めて少ない。したがって、学術的なものだけでなく一般向けのものや報道的な

ものまで必要に応じて、ビルマ女性に言及した叙述を現時点で可能な限り収集した。そしてそれらをその内容から便宜上、(A) 社会と女性(女性全般)、(B) ビルマ仏教・慣習法の中の女性、(C) 文学の中のビルマ女性、(D) 民主化・人権とビルマ女性、(E) 人身売買・性暴力・「慰安婦」とビルマの5項目に分類した。さらに各項目内ではその形式から、著書、論文、解説・報告、記事の細目に分類し、各細目内の著者名を五十音順で提示した。

(D) と (E) は本来は不可分のものであり、両項目にまたがって言及する文献もある。しかし、アウンサンスーチーに関する著作が多数に上るため、民主化運動に言及したものは、便宜上 (D) に含めている。そのほか (B) ③ オブライエンのように、便宜上仏教の項に含めたが、結婚離婚からアウンサンスーチーにまで叙述が及ぶ著作もある。

(C) の邦訳文学作品は、ビルマ女性による直接の発信としての意義を持つ。したがってその背景として著者の生きた時代を把握する必要もあろうかと、著者名の後の () 内に生年没年を、《 》内にビルマでの出版年を入れている。(C) ① にあげたマウン・ターヤならびに南田編の2冊の短編集には、それぞれ12編、21編の作品が収録されるが、作品名は割愛した。この2冊以外の書籍、雑誌など掲載された作品は、(C) ④ に示した。なお、獄中作家であったサンサンヌエーの短編は (C) ② 南田1999に、同じくマ・ティーダーの短編は (C) ① 南田2001のほか (C) ③ 南田1997にも収録されている。

さらに、各項目内の細目についても、若干ふれておく。著書のうち (B) のビルマ仏教徒慣習法に関する2点は、女性に関する叙述に限定されるものではないが、慣習法そのものが女性の問題と深くかかわっているため、著書の細目に含めている。また (D) ① アムネスティ・インターナショナル1993も、女性問題に特化したものでなく、(E) ① 稲垣もビルマの問題に限定したものではない。ただ、章立てによる区分はないが、ビルマ女性の問題について断片的あるいは、分散的に言及されるため著書に含めた。

論文の細目には、注記や文献名が提示されたいわゆる論文形式のもののみを入れている。学術的であっても、それ以外のは解説・報告の項に入れた。また、同じアムネスティ・インターナショナルの報告でも市販されているものは、(D) ① で著書として扱い、内部向け報告書は (D) ③ で報告として扱っている。なお執筆者名が明記されたものは、新聞雑誌記事も解説・報告の項に含め、執筆者名のないものは記事の項に入れている。

以下本文で言及する文献のうち、同一細目内における同一著者の著作は出版年を付記することによって、また同一著者の同一出版年の著作には出版年の後に文献目録の提示順の番号を付記することによって区別することとする¹。また、それらの文献のうち特にページの明示が必要と思われるものや、引用に限り、<>内にページを示した。

以上、文献の範囲と分類に続いて第二に、文献の全般的な傾向について概観しておく。出版年の最も古いものは1941年から43年の、(A) ② クリスチャン、シュウエイヨ²・一³、鈴木、ラヒリ、(B) ① ムーサムである。この時期は「南方進出」の必要性から、風土論、資源論をはじめとする「南方」関係書籍多数がにわかに出版された⁴。これらはその一環である。このほかにも、日本軍によるビルマ占領期(1942-45)には、日本国内ならびに占領地における邦語出版物にビルマ女性への言及が見られる⁴。これらの収集と分析は今後の課題としたい。

¹ たとえば (A) ② 南田1997-1と表記する。

² この人名は訳者の誤記でありカタカナ表記はシュウエイ・ヨ一となるべきものである。なお、これは英国人官僚ジョージ・スコットの別名である。またクリスチャンは米国人教師であった。

³ 南田「[D] 文学 [E] 芸術」東京外国語大学ビルマ語研究室ビルマ研究グループ『ビルマ関係邦語文献の解題及び目録』1985. p.13-14

⁴ たとえば1942年9月20日読売新聞社が陸軍当局からビルマにおいて軍管理のもとで新聞事業の経営を委託さ

戦後は、1960年代70年代まで文献が少ない。(A)②で太田が日本占領期の女性団体などに言及し、土橋が留学体験を記録するほかは、(B)③の生野、大阪外国語大学ビルマ語研究室、大野、黒木などによる女性仏教修行者、仏教徒慣習法や成文法における女性の権利の断片的叙述にとどまる。1962年以降ビルマは、ビルマ式社会主義体制下の鎖国政策により、情報も閉ざされた。ビルマ女性関係の記述がこれにとどまったのは、この時期まで、ビルマ女性についての特筆すべき事柄が、この分野以外にとりたてて見いだされなかったことをも意味するであろう。

80年代に入ってもこの傾向が踏襲されるかに見える。たとえば、ビルマ女性の名を冠した論文としては最初のものである(B)②村上是、仏教徒慣習法ダムマツツにおける女性の立場を扱い、(B)③ウー・ウエーブッラは、現代社会にも生きる女性に関する金言を列挙する。強く美しく賢明なビルマ女性像については、引き続き(A)②土橋1981や松井が言及している。

ただ、70年代後半から80年代にかけて、女性作品の翻訳紹介がなされたことはひとつの変化であった。(C)①に7点の長編、(C)④で3点の短編女性作品を示したが、なかでも、(C)①マウン・ターヤ編の女性短編集によって、12人の女性作家が語るビルマ女性の日常が80年代に紹介されたことの意味は大きい。12人のうちモウモウ(インヤー)⁷は、ほかに短編2点、長編2点の邦訳があるが、強く美しく賢明で、法的に恵まれた立場にいるはずのビルマ女性の問題を控えめに浮き彫りにした。そのメッセージを日本の女性作家である山崎が受けとめ、(C)③の3点を著した。山崎は(D)③南田1997の編者ともなっている。

さて、リストの大半を占めるのは90年代以降の文献である。(A)①ミヤミヤキン、(B)②飯國、平木、(B)③川並、そして奥平による(B)①③など、従来の分野での業績の増加もあるが、翻訳を契機に文学作品からビルマ女性の問題を読み取る南田の業績が、(C)から(A)(D)の分野へ広がっている。

90年代に新たに加わった分野が(D)(E)、すなわち民主化闘争・人権・性暴力である。この分野は学術的な叙述よりむしろジャーナリスティックな叙述が凌駕している。(D)で圧倒的多数を占めるアウンサンスーチー関係の著作は、彼女がノーベル平和賞を受賞した91年から92年、彼女が自宅軟禁を解除され面会が可能だった95年から96年に集中する。ただ、アウンサンスーチー関係の新聞・雑誌記事の渉猟は未完であることをお断りしておきたい。

ビルマの人権問題や国軍による性暴力は、すでに社会主義時代から発生していた。しかしそれが世界の注目を浴びたのは、88年の民主化闘争弾圧が契機であった。また(E)の人身売買や「慰安婦」問題の書き手は、ビルマ研究者の中からというより、むしろビルマ研究の外部から世界的な運動の流れとあいまって登場した点が特徴的である。

以下にこれらの言説の内容的特徴を、前述の問題すなわち、軍事政権下で注目を浴び出した女性への抑圧が、女性の「強さ」とどうかかわるかという問題に絞って整理しておきたい。

れ、1943年1月1日より『ビルマ新聞』を発行している。不完全であるが大阪外大図書館に所蔵され、断片的に女性関係の叙述が見られる。

⁵ ダムマツツ(ダマツツ)はビルマ族歴代王朝で遵守され、その時々判例慣行を加えて書き改められてきた慣習法。現在も親族法、相続法は大部分が慣習法であり、各人が信仰する宗教によって適用の如何を異にする。

⁶ モウモウの訳書には2長編が収録されるが、同様にマ・サンダーの訳書には『ラングーン駅4時30分発』(1983)も収録されている。なお「マウン」「ウー」「マ」「ドー」はMr.やMs.にほぼあたり、ペンネームには用いない作家が多い。

⁷ ビルマの人名は誕生日に属する文字を使用する原則があり、姓はない。中黒「・」は姓と名の区切りでなく、音節の区切りである。またビルマ語の発音のカタカナ表記は翻訳者によって異なる。たとえば「モウ・モウ」「モウモウ」「モウモウ」は同一人物であり、(C)①キン スウエ ウーは④キンスエウーと同一人物である。

2. ビルマ女性をめぐる言説の過去と現在

ビルマ女性の「自由さ」は古くは、(A) ②クリスチャン、シュウイイヨ・ー、ラヒリ、鈴木によって、すなわち英国人、米国人、インド人、日本人男性によって語られてきた。その根拠としてあげられるのは、第一に、現在も人口の7割近くを占めるビルマ族の仏教徒慣習法に保障される「男女平等」である。すなわち財産所有、結婚離婚、遺産相続などにおいて女性が男性と同等の権利が与えられてきたことをさす。その詳細は、(B) ①ムーサム、奥平、(B) ②村上、③大野、奥平などを参照されたい。

第二の根拠は、社会「進出」すなわち家庭外労働あるいは経済活動への従事や、教育レベルの高さである。これについては上記のほか、(A) ②川並、土佐、根本(敬)、松井などによる言及もある。たとえば土佐は社会主義計画党時代の公務員の賃金や待遇における男女平等や、90年代における高等教育機関に在籍する女性の割合の高さを指摘している。川並、松井はさらに、結婚によって姓が変わらないことを、父系制の緩さ、母系社会の伝統ととらえて、女性の「強さ」の証しに加えている。そのほかにも、根本(敬)やラヒリは家庭内における妻や母の実権の強さを指摘し、鈴木は妻が夫の仕事にも重大な発言権を持つことに言及している。

しかし、たとえば川並、松井に見られるように、女性が社会的経済的に「強い立場」にあるが、ビルマ社会で最終的に女性より男性が優越するとの指摘もなされている。その根拠は男性の宗教的優位性に求められる。出家して涅槃に至ることのできるのは男性のみであり、女性は功徳を積んで男性に生まれ変わることによって涅槃への道が開けるといっているのである。これらはビルマ女性に対する調査や取材によって得られた叙述である。松井は仏教思想の壁に加えて、農村女性の劣悪な労働状態に言及し、ビルマ女性が直面するのは「男女差別の問題よりも、生活環境の全般的改善」だと結論づける。

ビルマ女性は社会的経済的に「強い立場」にあるが、宗教的優位性により最終的には男性が優越するというのが、ビルマ女性に関する文献の大半の共通した認識となってきた。これと並行して、ビルマ女性の「地位の高さ」の根拠とされる仏教徒慣習法に、一夫多妻を容認する条項があることもしばしば問題とされてきた。たとえば、(B) ②奥平2000<p.3>は、夫の姦通罪は妻への残虐行為が伴わない限り離婚の要件にはならないが、妻の姦通は要件となることをもって女性が不利な立場にあると指摘する。

しかし現実にはこの条項は有名無実化しているという主張も、往々にしてビルマ女性自身によって発信されてきた。たとえば(A) ②ドー・ポー<p.31>は「ミャンマーでは一夫一婦主義が実行されていて、「ミャンマーの女性は経済的にも社会的にも教育の上でも結婚生活の上でも抑圧から解放されており、彼女達は女性としてのすべての権利を完全に手中にしている」と述べる。

一方ビルマ女性著者による唯一の邦語論文(A) ①ミヤミヤキン<p.71-72>は、「ミャンマー連邦の法律では一夫多妻制が認可されている。法律ではミャンマー(ビルマ族の人々も含む)の男性に経済力があればあるほど、法的に離婚しないで、多数の女性と結婚できる。ところがミャンマーの女性の場合、離婚した後でなければ再婚できない。また、女性が不倫していることを彼女の夫が知ったら、相手の男性は訴えられ、逮捕されるのである。妻は夫のものなので、彼女に手を出す人は他人の物を取ることになり、泥棒とみなされる」とするが、現実にはビルマ族社会は一夫一妻制を最良とみなし、一夫多妻は「不忠実」とみられると述べる。⁸

⁸ ミヤミヤキンのいう「法律」は注5にも述べたように慣習法をさす。なお1989年軍事政権は国名ビルマのローマ字表記をミャンマーに統一した。その根拠はミャンマーは国民をさし、ビルマはビルマ族をさすということであったが、ビルマ(パマー)とミャンマーは同義語で従来よりビルマ族をさし、1948年の独立後国内では国名として双方が使用されていた。

このような叙述はあるものの、(A) ②佐久間<p.166-167>と(B) ③オブライエン<p.132-135>が、裕福な家庭における一夫多妻の見聞に言及し、(C) ①南田も、第一の妻や第二の妻の視点から書かれた女性作品2編を収録する。この点については、次の章でさらにふれることとする。

一方このような世俗の問題を離れて、宗教の場における女性とくにティラシン(女性仏教修行者)の研究からビルマ女性に言及した業績がある。剃髪し八戒を守る女性修行者を(B) ②平木、③川並は尼僧と称する。前者はその修道施設における修行の一端を紹介し、後者は仏教教団におけるその潤滑油的存在としての役割を評価する。一方(B) ②飯国は比丘尼との差異を明示したうえで、その地位上昇への努力に言及する。

なお川並が(B) ③1997-2<p.269-270>で、ビルマやタイの仏教社会で女性と生まれたことは前世の悪業の報いと思われるため、女性は現世では功德を積んで男に生まれ変わるよう祈るのであり、女の人生は男に比べて「苦」に満ち、「女であることは困難で大変だという一般通念がまだまだ強い」と述べ、それによって「出家」する女性が少なくないと指摘する一方で、(A) ②で社会的経済的な「強い立場」を強調していることにも注目しておきたい。

このように、(A) (B) で多数言及される仏教徒慣習法における比較的対等な権利や、「社会主義」下における制度的な「整備」に裏打ちされた社会的経済的「強さ」と、現世における「苦」や見え隠れする一夫多妻制度、そして宗教的な男性優位は、どのように整理されるべきか。さらにはそれらが(D) (E) で扱われる女性を取り巻く諸問題とどうかかわるのか。

3. 内なる男性優位思想

それらを整理する作業は、現在のところ、女性作品の分析を基礎とした南田の一連の仕事に、とりわけ95年以降のものに見いだされるだけである。以下にそのあらましを伝えたい。

(A) ②1996は、仏教思想が男性優位の社会通念を作り上げてきたことを明らかにし、ビルマ女性が処世訓や仏陀の前生譚の賢女像にとらわれているさまを、賢女幻想の呪縛と規定している。

さらに(A) ①1997は、現世の苦から逃れるために功德を積み来世で男子に転生することを願うビルマ女性が、積徳の一環として家庭内外で労働に勤しみ、最高の功德であるパゴダの建立や息子を出家させることに邁進してきたさまを、「内なる男性優位思想」のなせるわざと規定し、「内なる男性優位思想は善女たちに、現世での対決を回避させ、労働に情熱を注がせ、財を蓄えさせ、家庭内は波風立てず夫を立てさせてきた」<p.121>と述べる。

続いて著者は、「内なる男性優位思想」がビルマ女性に男性の視点を内在させたことを指摘する。すなわち、結婚離婚の「自由」や、財産所有や家庭外労働における「対等性」などは、たとえ実際にそれで両性が対等の権利を持つとみなせたとしても、対等は対等に過ぎず、それが一方の性の地位の高さを意味するのではないとして、対等の権利を持つことをもって女性の地位が高いあるいは自由だと判断する観察者の視点に着目する。それは、女性が男性と対等の権利を有しないことを当然とする前提に立つ視点、すなわち男性の視点である。男性の視点は男性に限らず、ビルマ女性を語る多くのビルマ女性の中にも存在することを明らかにするのである。

これに続いて著者は、ビルマ国内で出版されたビルマ女性に関するビルマ語英語文献を中心に洗い直しながら、「恵まれた地位」ゆえに低調だったといわれる女性運動についてその系譜をまとめる。その中で著者は、格別「恵まれた地位」を獲得したという思い込みにとらわれたビルマ女性が、独立闘争、抗日闘争そして独立後の政治闘争において、男性組織の別動隊として運動の一端には連なったものの、政治の中枢で指導者となって政策立案にたずさわることを回避したプロセスを提示し、政治の舞台を男性に明け渡した彼女たちの国軍の長期支配にたいする責任の有無をも問いかける。

著者のこうした着眼は、女性作品の読み取りにもとづいたものである。「恵まれた女性の地位」と、日常を描く女性作品を覆う暗さとの落差への関心が、女性を取り巻く見えない鎖の探求に向かった。

(A) ②1997-1、2が述べるように、95年以降毎年現地を訪れ、女性作家たちに疑問をぶつける中で、見えない鎖がビルマの世間における男性に寛容で女性に厳格な規範の二重基準であるという認識を獲得するに至った。

規範の詳細は、(C) ①の女性短編集の巻末における女性作家ジューと南田の解説を参照されたい。ジューはこの作品集が「ビルマ社会において世間が女性というものをいかにとらえているのかを明確に提示した、いわば社会規範の陳列室ともいべきもの」(p.300)と述べる。

その例をいくつかあげれば、女性の価値は処女性、純潔性、貞節に置かれ、妻の価値は家庭維持能力を基準に測られる。性的嫌がらせの被害者が軽蔑され、買う男より売る女が軽蔑される。夫のいない女性の妊娠にたいして女の側だけが非難され、男の責任は見過ごされる。男は複数の妻を持てるため離婚を申し出る必要もなく、離婚再婚にも不自由はないが、離婚した女は軽蔑され、子供も肩身の狭い思いをするので、形だけでも夫の存在が必要となる。夫に期待しない妻は子供を支配し依存し、極道息子を盲愛するが娘を厳しく管理する、、、などである。

小説の創造した世界は虚構であるが、社会的文化的意識を内在させて今を生きる個人としての書き手が構築する世界である。この女性短編集の書き手の多くが、「ここに書いたことは99パーセント事実だ」と訳者に語っている⁹。厳しい言論統制下、報道が真実を伝える任を果たさない中で、このようにノンフィクションに限りなく近づいたフィクションが、昨今の文学界の一潮流を形成している。それはビルマのジェンダー研究に限れば、材料に不足がないことを意味する。

女性作品の分析は、(C) ②③に挙げたが、それらを集めた(C) ②2002にもふれておく。著者は3人の典型的な女性作家キンフニンユ、モウモウ(インヤー)、ジューの作品を取り上げ、まずモウモウの一長編で、財産所有の自由、結婚の自由、女の地位の高さ、そして結婚の中の愛という幻想が、現実の困難によって粉碎される過程を提示する。続いて、結婚生活と愛の両立という困難への解決策として、ジューの短編が描く結婚外の愛と、キンフニンユの長編が描く愛なき結婚を示し、前者はビルマの世間に受け入れがたく、後者が大多数のビルマ女性の選択する道であることを明らかにする。そしてモウモウやジューの作品では女性を束縛する存在である規範が、キンフニンユの作品ではビルマ伝統文化の維持装置として示されることを指摘する。

伝統文化維持装置である規範再生産の拠点としての家庭というキンフニンユの認識は、家庭という国家の基礎単位の向上を通して女性が国家建設に参加することを奨励し女性翼賛団体の組織に乗り出した軍事政権の96年以降の言説と符合する。すなわち、拠点の維持は女の忍耐と献身にかかっており、女の忍耐と献身を求める伝統規範が、軍事政権の支配を維持し強化するための武器となる。著者は、女の忍耐と献身を説くことに関して、ビルマ賢女たちと男性権力者の視点が合致することを指摘した。そしてこうした規範と権力の関係を明示したうえで、迷走する男たちを再生産する家庭の功罪にも以下のように言及する。

「このような社会で結婚は、女たちにとって自分を立派に見せる勲章であった。男は家庭を立派に見せるお飾りであり、家庭を存続させる「子だね」提供者でもあった。家庭の維持こそが女の立派さの前提であり、家庭を維持するためにも、夫の「自尊心」をくすぐる性規範の二重基準の存在が不可欠となった。それは男が「水準以上」の人格に発展する可能性をも疎外することに通じはしなかったか」(p.243)

著者は、性規範の二重基準が男女を賢女と自壊する男に両極分解させたことについてさらに、「女たちは、世間の女の目を意識して、女を立派に見せる家庭という入れ物を守るあまり、夫たちを愚か

⁹ 南田みどり「2000年のビルマ作家と作品舞台をたずねて」世界文学会『世界文学』No.93, 2001, 7, p.49

な息子としての位置にとどめてきた。母性的寛容という美名のもと、性規範の二重基準に支えられ、愚かな息子たちの迷走は黙認されてきた」(p.243)と述べ、軍事政権の台頭と強く美しいビルマ女性のかかわりについて以下のように結ぶ。

「賢女たちの存在は、これら男たちの武装集団の迷走の制御装置とはなりえなかった。それは賢女たちが自らを立派にみせることに、すなわち自らが社会通念の枠を逸脱しないことにのみ、制御装置を作動させつづけた結果だったのではあるまいか」(p.244)

以上の仕事は、合法社会におけるビルマ女性の発信から、ビルマ女性の「恵まれた地位」と、現世の「苦」と、宗教上の男性優位と、権力とのかかわりをまとめたものであった。これを押さえたうえで、もうひとつのビルマ女性の問題に論を進めねばならない。

4. 分断を越えてへ

ビルマは1948年の独立直後から分断社会であった。非ビルマ族や共産党など反政府軍の支配する非合法地域と合法地域に分断されてきたのである。1988年に民衆に向けられた銃口は、すでに国軍が非合法地域の住民を蹂躪してきたものであった。これらの事実から目隠しされ、「恵まれた地位」を喧伝してきた合法地域の女たちは、客観的には国軍のチアリーダー的存在として、軍事政権台頭を補完する役割を果たしたといっても過言ではない。1988年の民主化を求める民衆の決起とその弾圧によって、はじめてビルマの大地に暮らす女たちが同じ地平に立ったのである。この事件は女たちの垣根を撤去したのみならず、ビルマ史上希有な女性指導者を誕生させた。

ここでは、そのような状況のもとで登場した(D)(E)について、前章であげた女性の問題とのかかわりを中心に概括したうえで、軍事主義とビルマ女性を分析するための視点についての問題を提起しておきたい。

軍事政権下の女性の問題については、政治的理由による投獄、強制労働、強制移住、レイプや超法規的処刑、人身売買などが、アムネスティ・インターナショナル(D)①③や(D)①ビルマ連邦連合政府などで、さらには(E)③クラマスワミ、スミス、松井などで報告されている。とりわけ(A)②でビルマ女性の「強さ」を驚異をもって報告した松井が、人身売買に視点を移動したことが注目される。

「慰安婦」問題については、戦時性暴力の実態解明という姿勢からなされた西野、森川、林ら業績がある。また、(D)③南田1997(p.190-191)と(E)②森川(p.328-330)は、日本軍特務機関が創設したビルマ軍が日本軍にならって慰安所を開設した事実にも言及する。なお森川は同書ほかで、植民地朝鮮から連行された女性とヤンゴンに残留する広東人女性から被害者証言を取り、ビルマ人「慰安婦」の存在を確認し、(E)③で生存者捜査における困難について報告する。軍事政権下における行動の自由の規制のほか、ビルマ女性をめぐる規範の壁の厚さもうかがえる。ビルマ女性の戦後はいまだ終わらず、ここにも日本の関与の責任が存在する。

アウンサンスーチーに関しては、その行動のみならず彼女の直接の発信からその背景にある思想を見ておく必要がある。(D)①のアウンサンスーチー、伊野、③アウンサンスーチー、ならびにクリッシャーと山本によるインタビューが重要である。特に日本の援助に関する発言は、上述のように日本軍部がビルマ軍の生みの親であり、戦後日本が最大の援助国としてビルマ軍部を肥大させ、いまでも額は減少したとは言え、2国間援助で最大の供与国として軍事政権を支えている現実をふまえて、重大に受け止めるべきものである。

一方、軍事政権評価の立場からアウンサンスーチーの政治家としての資質を問う(D)③草野のような論調も、96年には存在したが、軍事政権側の施政能力が疑われるべき昨今の情勢の中で鳴りをひ

そめる傾向にある。

アウンサンスーチーの思想や行動に関して、発言者の政治的意図を反映した解釈がなされる傾向が多く、研究といえるものが少ないことに着目した(D)①伊野2001は、入手可能資料多数を用いてアウンサンスーチーの民主化運動における足跡をたどり、その思想的背景をもまとめている。著者は、父アウンサンの思想やガンディーの非暴力主義の影響、思想の核としての仏教におけるカルマの概念の再解釈や、真理と慈悲の実践、思想と行動の一致などについて解説し、ビルマ語付録として対話集会のテープ起こし記録を添付する。アウンサンスーチーの女性問題についての発言は、南田(A)②2001(D)②1999が紹介する。それによれば、アウンサンスーチーは女性の潜在的な政治能力に期待する。すなわち平和がなく教育・健康問題で遅れた国で、とりわけ苦しむのは家族に献身する女性であり、家庭の問題は政治と切り離せないと述べ、多民族国家では男より女同士が理解し合えるから、女性の社会的政治的活動は不可欠だと主張する。またビルマの女性問題で優先的に考えるべきは国境地帯の難民女性であり、それは身の安全を保障する「家」というものが所有できないからで、すべてのビルマ人の政治的経済的安定を保障する政府の登場がない限り、この困難は解決しないとみなす。ゆえに彼女は、安全で快適な「家庭」のような国家を建設すべく団結するよう訴える。

これらの発言は、長期にわたって分断されて来たビルマ女性の連帯の促進を目指すものととらえられよう。それはまた、「関与する仏教徒」として精神革命を唱え、(D)①伊野2001<p.86>のいう、カルマの思想を自己変革のために行動する思想としてとらえるアウンサンスーチーらしい発言である。

(A)②南田2001は、軍事政権が女性の組織化に乗り出した理由を、第一に他の翼賛組織同様各階層の組織化の一環として、第二に女性の存在を再認識して、伝統文化擁護、愛国心涵養キャンペーンの先兵として利用するため、第三にアウンサンスーチーの存在をあげる。それはアウンサンスーチーが依然として民衆に影響を及ぼす存在であることを、軍事政権が認識していることを意味している。

ビルマ政治史上女性がトップの指導者となるのが希有であったことを、南田(A)①(D)③1997とともに指摘する(D)②伊野<p.240-242>は、アウンサンスーチーのカリスマ性の根拠を、英雄アウンサンの遺児としてのみ説明することに無理があることを指摘し、「無償の慈愛」をもって人々を護る「母」のイメージによる「道徳的善」ならびに、「(不当な)権力への反抗」による「威力」をあげている。

さらに伊野は女性指導者の登場が実現したことを、「伝統的支配の正統性」原理が崩壊したと見ることもできるが、それは本来仏教的な「徳」「運命」「業」概念との関連で女性が政治指導者の資質に欠けるはずだという前提に立った議論であると述べる。そして、アウンサンスーチーが「母」として民衆にイメージされることで、「道徳的善」という「理想的指導者」の資質の一つが満たされ、民衆が抱く「支配者の正統性」の観念が、仏教的価値観から解放され、民衆の世界観によって規定されたと考えれば、民衆が女性指導者を受け入れたことはビルマの伝統と矛盾するものではないと、伝統の枠組みで彼女への民衆の支持の意味合いをとらえている。

上記のようなアウンサンスーチーの女性問題に関する発言やそのカリスマ性の根拠と、前章で述べた伝統規範とがいかにかかわるかについての考察は、いまは控えたい。驚異的な精神力で軍事政権と対峙し、いま3度目の自宅軟禁中で生命の安全も危ぶまれるこの女性ひとりが、ビルマのすべての人々の希望を託し得る存在であるところにも、この国の困難が垣間みえることだけを指摘しておくにとどめることとする。

なお(D)②南田1999は、1998年6月にヤンゴンとバンコクでそれぞれ出版されたビルマ女性の著作集『ビルマ女性の鏡』と『闘う女たちの声』を比較検討したものである。後者は多数の非ビルマ族女性の書き手を含み、その居住地も国境地帯から世界各地に及ぶ。それは、長年合法社会で知られなかった非合法社会の女性の直接の発信であり、合法社会では検閲で封じられていた闘う女性群像や生活苦が語られる。南田は、多くの執筆者が「恵まれた地位」幻想を脱却して、民主主義的立場からビ

ルマ女性の権利の見直しを図っている点を評価するが、解放軍の女性兵士としてのがんばりの強調や、ビルマ族とおぼしき女性が伝統規範とまだ明確に対峙できていない点も指摘し、極めて厳しい民主化闘争におけるビルマ女性の現段階での到達点と困難を映し出した著作ととらえている。

非ビルマ族女性からの直接の発信としては(D)①アダムズと(E)④ナン・ラウ・リャン・ワンによるものがある。ビルマ軍が非ビルマ族女性に組織的に行ってきた強かんの被害状況を告発した英文報告書『強かんの許可証』が2005年5月にシャン人権基金、シャン女性アクションネットワークによって出版された。後者はそれをきっかけに、ネットワーク創設者の一人であるナン・ラウ・リャン・ワンにたいしてなされたインタビューである。ここには人身売買から日本の援助まで、ビルマの現状と女性の直面する問題が凝縮されているが、注目すべきは彼女がこれらの強かんが家父長制の問題とつながると述べ、権力に挑む場合家父長制の問題が常に立ち現れると指摘していることである<p.61>。すなわちこれはビルマ家父長制に言及した初の邦語文献であるといえる。

したがって最後に、家父長制の概念について先達の仕事に依拠して補足しておくことにする。¹⁰現代社会最大の危機である戦争を生み出すものが家父長制的男性支配型国家であるととらえる若桑みどりは、一方で堆積したジェンダー理論が難解となる傾向を憂慮し、平和を創るジェンダー理論をその著書『戦争とジェンダー』において、わかりやすく説明している。その序で彼女は、ジェンダーによる性別役割分業によって男女が社会的に組織化されてきたこと、その組織は「男性が私的領域すなわち家庭においても、公的領域すなわち政治経済文化宗教施設においても、女性のうえに立って女性をその下に従属させる権力組織」であること、このようなジェンダー秩序を構築し、維持し、補強してきたのは、この秩序から利益を得るものたち、すなわち家族における家父長、国家またはその他の体制における権力者たちであり、国家とその他の体制における権力者は同時に家父長でもあるので、このような支配体制を家父長制社会と称すると説明している。¹¹戦争は男たちが自分を中心に組織している体制を維持するための暴力装置ととらえられているのである。このようなジェンダー理論や家父長制の研究の成果に我々は学びつつも、各国別民族別の具体の事例から補完する必要がある。それは今後の課題としたいが、ビルマ軍事政権への挑戦をナン・ラウ・リャン・ワンのいう家父長制とのたたかいとして位置付ければ、それは若桑のいう「国家間紛争を前提とした軍事的安全保障でなく、人類が、この世界で、安全に平等に生きていくための人間の安全保障」¹²獲得のためのたたかいとして、全世界のひとびとの連帯への道に通じると考えることは可能であろう。

他者を語るということ—おわりにかえて—

「あれは売春婦だから、、、」という答えにわたしは一瞬息を飲んだ。

ビルマでことあるごとにわたしは、信頼できるとにらんだビルマ女性にある問いを発してきた。その答えが上記のものである。そしてその問いとは下記のものであった。

「日本軍の性暴力の被害者である女性を探している人がいます。もし名乗りがあげられたら手伝っ

¹⁰ 南田の仕事はたとえば、大越愛子・源淳子・山下明子『性差別する仏教』1990法蔵館、山下明子編『日本的セクシュアリティ』1991法蔵館、牟田和恵『戦略としての家族 近代日本の国民国家形成と女性』1996新曜社、大越愛子『近代日本のジェンダー』1997三一書房、井桁碧編著『「日本」国家と女』2000青弓社はじめ近代日本とジェンダーに関する業績多数から多くを学んでいる。なかでも「軍国主義のチアリーダー」としての女性の位置付けは、若桑みどり『戦争がつくる女性像 第二次世界大戦下の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』1995筑摩書房に示唆を得ている。

¹¹ 若桑みどり『戦争とジェンダー 戦争を起こす男性同盟と平和を創るジェンダー理論』2005青木書店p.5-10

¹² 同上 p.240

てくれますか」

上記の答えにたいして次にわたしが発したい言葉はふたつあった。ひとつは「売春婦だからどうなのですか」であり、もうひとつは「彼女が売春婦ならあなたは何者なのですか」という問いである。

「彼女は売春婦だ」と発するその人物はいったい何者なのか。自分を何者だととらえて、そのような発言にいたるのか。答えは簡単である。自分は売春に縁もゆかりもない賢女だという意識が、彼女にそのような発言をさせるのである。

本文で述べてきたように、ビルマ女性について論評する者は、自己の意識のありようをもまたあらわにする。他者を語ることは自己を語ることである。それは自己の目に映った他者を語るに過ぎない。すなわち他者を語る行為は、自己の視線がいつどこにあるかを示すと同時に、自己とは何者かをもさらけ出しているのである。わたしは、ビルマの事例からだけでなく、人生のさまざまな局面でそのことを学んできた。

さて、売春女性を称するビルマ語は多数あるが、その中に「悪い女」という呼称がある。ビルマ女性も前述のように合法社会と非合法社会とに分断されてきたが、それぞれの社会においても、女性は「よい女」と「悪い女」に分断されてきた。ふたつの領域、すなわち合法社会と非合法社会、あるいは戦闘地域と非戦闘地域、そして「よい女」の領域と「悪い女」の領域、これら分断された領域を自由に往来するのは女でなく男であった。すなわちそれは軍隊であり、凌辱する男であり、経済活動する男であり、買う男であった。

女性の経済的社会的「進出」も、家庭内の「発言権」も、あるいは姓を持たない命名の伝統的習慣も、内なる男性優位思想に呪縛された女性の内包する男性の視点によってとらえられた「自由」であり、国家的規模での性別役割分業のもと、長期にわたる国軍による戦争暴力は見過ごされた。それは、ビルマの世間に浸透した社会規範によって呪縛された女性によっても支えられた。財産所有や経済活動（家庭外労働）とひきかえに家父長制の補完物として組み込まれた女たちの形成するビルマの世間は、いわば女の顔をした家父長制社会であったといえるのではあるまいか。

このような社会で生まれるべくもない女性指導者の登場は、軍部にとって予定外の事件であり、彼女のがんばりもまた予想を超えるものであった。アウンサンスーチーにたいする軍事政権による常軌を逸した憎悪と攻撃も、家父長制の概念から説明が可能かと思われる。

本稿はとりあえず現時点で収集できた邦語文献から、ビルマ女性に関する記述をたどったものである。英文、ビルマ文についてはいずれ稿を改めたいと考える。

ビルマ女性に関する邦語文献

(A) ビルマ社会と女性 (女性全般)

①論文

南田みどり

1997「囚われのフェミニズム ビルマ女性運動の系譜」大阪外国語大学女性研究者ネットワーク『女の性と生』嵯峨野書院 p.115-145

ミヤミヤキン

2003「ジェンダーの視点から見たビルマの社会構造 ー文献研究を通じてー」神戸大学社会人類学研究会『ぼぶるす』第2号 p.51-84

②解説・報告

太田常蔵

1977「第四章 教育・文化・宗教・宣伝政策の展開 第三節 文化団体、青年および婦人団体」『ビルマにおける日本軍政史の研究』吉川弘文館 p.256-262

川並宏子・伊東利勝

1994「社会と教育 2 家族・親族関係 3 女性の社会的地位」綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいミャンマー』第2版 弘文堂 p.188-193

クリスチャン、ジョン・ルロイ

1943「[九] ビルマの社会 (一) 家庭生活 (二) ビルマの婦人」『現代ビルマの全貌』日本外政協会太平洋問題調査部訳 同盟通信社 p.209-221

佐久間平喜

1994「Ⅲ ビルマの暮らしと人々 10、ビルマ女性讃歌」『ビルマに暮らしてー閉ざされた国の人々と生活』勁草書房 p.131-136

シュウエイヨウ

1943「六、耳飾り 七、結婚 八、家庭生活」國本嘉平次 今永要 訳『ビルマ民族誌』三省堂 p.53-82

鈴木寛一

1942「ビルマ婦人の生活」『南方事情』74 p.34-37

高谷紀夫

1997「社会生活」フジタヴァンテ編 奥平龍二監修『ミャンマー [慈しみの文化と伝統]』東京美術 p.90-95

田村克巳

1990「ビルマ式フェミニズム」TOKK発行所『TOKK』215号 p.12-13

ドー・ポー

1996「ミャンマー女性の素描」静岡県国際経済振興会『SIBA』23 p.28-31

土佐桂子

1997「社会の中の女性、精神世界の中の女性」田村克巳 根本敬編『暮らしがわかるアジア読本 ビルマ』河出書房新社 p.137-144

土橋泰子

1964「ビルマの女子学生と暮らして」あちらのくらし社『あちらのくらし』 p.6-8
1981「ビルマ雑記帳12 ビルマの女性」日本ビルマ協会『ビルマ情報』No.282 p.3-4

根本敬

1997「ヤンゴンの雨とヤンゴンの女性は支配できない？」『暮らしがわかるアジア読本 ビルマ』河出書房新社 p.20-26

根本百合子

2000「ミンマティ村のお蝶さん」「カローの未亡人」「女性村長」「エミさん」『祖国を戦場にされて ビルマのささやき』石風社 p.13-29, p.56-66, p.69-92, p.205-231

松井やより

1985「仏様と微笑の国ビルマ」『魂にふれるアジア』朝日新聞社 p.182-190
1987「たくましいビルマの女たち—母系社会の伝統」『女たちのアジア』岩波書店 p.187-201

南田みどり

1996「ビルマ—賢女幻想からの解放を求めて」大阪外国語大学女性研究者ネットワーク編『地球の女たち』嵯峨野書院 p.54-63
1997「ビルマ女性をたずねて—96年夏ヤンゴン—」世界文学会『世界文学』No.85 p.101-105
1997「微笑の国の女たち —97年夏ビルマをゆく—」大阪府立男女協働社会づくり財団『DAWN』No.13 p.5
2001「軍事政権下のビルマ女性たち」大阪外国語大学女性研究者ネットワーク編『地球の女たち2』嵯峨野書院 p.53-61
2003「コメント」女性史総合研究会女性史学編集委員会『女性史学』第13号 p.126-127

ラヒリ、アマル

1941「ビルマ婦人の社会的地位」『ドバマ ビルマ人のビルマ』興風館 p.95-96

(B) ビルマ仏教・慣習法の中の女性

① 著書

奥平龍二

2002『ビルマ法制史研究入門 —伝統法の歴史的役割—』日本図書刊行会

ムーサム、オー・エイチ

1942『ビルマ仏教徒と慣習法』満鉄東亜経済調査局 発行・訳

②論文

飯国有佳子

2002「出家と在家のはざま ビルマ, 仏教女性修行者 (ティーラシン) の事例から」『EX ORIENTE』Vol6 p.131-152

平木光二

1997「ミャンマーのティラーシン サーティンダイツ -Khemarama尼僧院の事例を中心として-」パーリ学仏教文化学会『パーリ仏教文化学』第10号 p.65-75

村上結花

1989「ダムマタツ文献に見られるビルマ女性像」東京外国語大学『言語・文化研究』7 p.119-121

③解説・報告

生野善應

1975「第三章 ビルマ仏教僧団 二 ビルマ仏教の支持層 修道女」『ビルマ仏教 -その実態と修行-』大蔵出版 p.182-185

池田正隆

2002「女性品」『南伝仏教の処世訓『ローカニーティ』講話』京都光華女子大学真宗文化研究所 p.135-158

ウー・ウエーブツラ監修

1982「女性品」『処世訓-ローカニーティ-』ウー・ダンマサーラ訳 世界平和パゴダ p.65-77

大阪外国語大学ビルマ語研究室

1968「ビルマ研究資料 (6) ビルマの慣習法と成文法 (1) 婚姻」『ビルマ研究V』p.3-12

大野徹

1972「ビルマの社会 3. 慣習法と家族形成の原理」『ビルマの社会と経済』アジア経済研究所 p.72-97

2001「第4章 アジア諸国の民法 第8節 ビルマ (ミャンマー) の民法」『現代のアジア』晃洋書房 p.149-154

奥平龍二

1997「家族の慣習」『ミャンマー [慈しみの文化と伝統]』東京美術 p.38-49

2000「ミャンマー人の家族慣習-成文法ダマタツにその源流を求めて」『ユネスコアジア文化ニュース』311 p.2-3

オブライエン、ハリエツト

1992「信仰 ビルマ人の生活規範」『忘却の国 ミャンマー再発見の旅』田辺希久子訳 心交社 p.232-262

川並宏子

1997「女性と仏教修行」『ミャンマー [慈しみの文化と伝統]』東京美術 p.68-73

1997「ビルマ仏教における女性-出家と世俗-」アジア女性史国際シンポジウム実行委員会『アジア女性史』明石書店 p.267-274

黒木三郎

1966「第1章 前近代的伝統的法意識による婚姻法 二」『婚姻法の近代化 -アジアの現代家族法』勁草書房 p.136-138

(C) 文学の中のビルマ女性

①著書

キン スウエ ウー (1933生)

1982『我が祖国』《1961》田辺寿夫訳 井村文化事業社

サンサンヌウェ (1945生)

1984『雨漏りしそうな折り畳み傘』《1977》高松光雄訳 井村文化事業社

ジャーネージョー・ママレー (1916-83)

1978『血の絆』《1973》原田正春訳 毎日新聞社

セインセイン (1927-72)

1985『迷路の旅』《1970》大野徹訳 井村文化事業社

マ・サンダー (1947生)

1985『欠けているところを埋めてください』《1974》堀田桂子訳 井村文化事業社

マウン・ターヤ (編)

1989(1995第2版)『12のルビー ビルマ女性作家選』土橋泰子 南田みどり 堀田桂子訳 段々社

南田みどり (編訳)

2001『ミャンマー現代女性短編集』大同生命国際文化基金

モウ・モウ (インヤー) (1944-90)

1982『母・道なき道を手探りで』《1978・1974》土橋泰子訳 井村文化事業社

②論文

土橋泰子

1998「小説に見るミャンマーの食文化 モウ・モウ (インヤー) の作品を中心に」東京外国語大学『東南アジア学』第4巻 p.205-214

南田みどり

1995「現代ビルマにおける女性小説の役割」女性史総合研究会『女性史学』第5号 p.1-16

1996「赤い石たちのゆくえ -ビルマ女性小説の過去と現在-」世界文学会『世界文学』No.84 p.60-68

1999「憤怒の女性作家-サンサンヌエ<ターヤ-ワディー>-」大阪外国語大学世界文学研究会『世界文学4 大阪外国語大学における世界文学の教育と研究』p.213-251

2002「第8章 ジェンダーと女性 -小説が語るビルマ女性の性と生-」東アジア地域研究会 北原淳編『講座 東アジア近現代史6 変動の東アジア社会』青木書店 p.217-248

③解説

土橋泰子

2001「ジャーネーション・ママレー『血の絆』日本軍人の子」『週刊朝日百科 世界の文学 114
アジア・アフリカ・オセアニア』 p.12-104-12-106

三木朋子

1996「文学に書かれた女性像 マウン・ターヤ編『12のルビー』—ビルマ女性作家選」日
本婦人団体連合会『婦人通信』9月号 p.44-45

南田みどり

1991「<アジアの女性作家—ビルマ>しなやかな強さ」『婦人通信』11月号 p.20-22

1991「ビルマ 雪どけを待つ赤い石たち」風呂本淳子・楠瀬佳子・池内靖子編『女たちの世
界文学 むりかえられた女性像』ウィメンズブックストア松香堂 p.208-221

1992「炎の女性作家」『海燕』10月号 p.203-205

1997「20年の孤独—マ・ティーダー（サンチャウン）の作品紹介」大阪外国語大学世界文
学研究会『世界文学3』 p.331-363

1999「ビルマ女性事情 軍事政権下の女性作家たち」松香堂『ウィメンズブックス』第71号
p.15

2001「IIビルマ文学 5 女性作家時代の真実」宇戸清治・川口健一編『東南アジア文学への招
待』段々社 p.89-92

2003「なぜキンフニンユは執筆できたのか 『ビルマ式道徳』で検閲パス？」『東京新聞』9
月5日夕刊

2004「民族文学賞 女性が2部門制覇の「快挙」 再三の検閲くぐり抜け」『東京新聞』11
月5日夕刊

山崎朋子

1985「モウ・モウ・インヤー（ビルマの作家）」『アジアの女 アジアの声』文芸春秋社 p.131-154

1889「ひとりの作家」『日経新聞』9月20日夕刊

1990「ビルマの女性作家の訃報」『文芸春秋』6月号 p.41-43

④女性作品

ウィンウィンミン（ナンドーシェ）（1959生）

1995「銀色の日」《1990》南田みどり訳解説 『griot』9号 平凡社 p.124-127, p.137-139

1995「蟬」《1990》南田みどり編訳・解説 『ミャンマー現代短編集1』大同生命国際文化
基金 p.33-46

1997「息子」《1995》川口裕子・西山愛訳『世界のわかものよ 第27号』（海外翻訳作品集）
外大祭 出版記念 p.81-91

キンキントウ（1965生）

2002「駅・商い」《1995》南田みどり訳解説 日本民主主義文学同盟『民主文学』1月号 p.106-121

キンスエーウー

1998「小さなエーチャンの告白」《1995》南田みどり編訳・解説『ミャンマー現代短編集2』
大同生命国際文化基金 p.59-69

キンパンフニン（ミャウンミヤ）（1950生）

1998「授氏零度」《1988》『ミャンマー現代短編集2』 p.23-36

キンフニンユ (1928-2003)

1995 「甘い微笑」 《1988》 『ミャンマー現代短編集1』 p.79-94

キンミャズイン (1956生)

1998 「僻地歌」 《1995》 『ミャンマー現代短編集2』 p.70-81

サンサンヌエー

1995 「だれのせいだって！」 《1988》 『ミャンマー現代短編集1』 p.23-32

ジュー (1958生)

1990 「望遠鏡」 《1985》 堀田桂子訳 『早稲田文学』 6号 p.89-97

1995 「漂流果実」 《1983》 『ミャンマー現代短編集1』 p.125-138

2001 「愛する人への手紙」 《1982》 南田みどり訳 『東南アジア文学への招待』 段々社 p.108-117

2001 「月明かりを怖れる人」 《1999》 徳竹礼圭訳 『世界のわかものよ第30号』 (海外作品翻訳集) 外大祭出版記念 p.148-165

タンミンアウン (1953生)

1998 「生成流転」 《1993》 『ミャンマー現代短編集2』 p.167-178

ヌヌイー (1957生)

1995 「かぐわしき接吻を」 《1988》 『ミャンマー現代短編集1』 p.151-163

マ・ウイン (ミッゲエ) (1957生)

1998 「雲間の薔薇」 《1996》 『ミャンマー現代短編集2』 p.106-118

マ・サンダー

1998 「鶏の値段」 《1991》 『ミャンマー現代短編集2』 p.149-160

マ・フニンプエ (1946生)

1983 「泥棒」 《1975》 大野徹編訳 『現代ビルマ短編小説集』 下巻 井村文化事業社 p.83-91

1995 「同類多数」 (1989) 『ミャンマー現代短編集1』 p.47-54

マ・レーカイン

1983 「犠牲」 (1977) 大野徹編訳 『現代ビルマ短編小説集』 下巻 p.92-104

ミャフナウンニョウ (1949生)

1995 「雲間浮遊」 《1986》 『ミャンマー現代短編集1』 p.69-78

メーマウン (1957生)

1998 「注文、、、恋しがらないで」 《1992》 『ミャンマー現代短編集2』 p.82-96

モウモウ (インヤー)

1989 「隣近所」 (1972) 土橋泰子訳 『婦人之友』 9月号 p.181-189

1992 「脱獄囚」 (1985) 南田みどり訳 平凡社 『griot』 第4号 p.43-48

(D) 民主化・人権とビルマ女性

① 著書

アウンサンスーチー

- 1991『自由』ヤンソン・由美子訳 集英社
 1996『ビルマからの手紙』土佐桂子・永井浩訳 毎日新聞社
 2000『希望の声』大石幹夫訳 岩波書店

赤津みずは

- 1994『アウン・サン・スーチー』桜桃書房

アダムズ、ネル

- 2002『消え去った世界 あるシャン藩王女の個人史』森博行訳 文芸社

アムネスティ・インターナショナル

- 1993『ビルマ報告新版 「我々が法だ」－軍事政権下での人権侵害－』翻訳・発行 アムネスティ・インターナショナル日本支部

アムネスティ・インターナショナル日本支部ビルマ調整グループ

- 1995『ビルマ 自由へのはるかなる道のり スーチーはほんとうに解放されたのか?』アムネスティ・インターナショナル日本支部

伊野憲治

- 1996(編)『アウンサンスーチー演説集』みすず書房
 2001『アウンサンスーチーの思想と行動』(財)アジア女性交流・研究フォーラム

早乙女勝元

- 1996『スーチーさんのいる国－ビルマと日本の接点－』草の根出版会

田辺寿夫・根本敬

- 2003『ビルマ軍事政権とアウンサンスーチー』角川書店

根津清

- 1992『難民認定 ミヤミャウインが語った1500日』ダイヤモンド社

ビルマ連邦連合政府編

- 1999『ビルマの人権』田辺寿雄監修 ビルマ国際議連、菅原秀、箱田徹訳 明石書店

三上義一

- 1991『アウン・サン・スーチー 囚われの孔雀』講談社

ミヤミャウイン

- 1997『カンチャマ 運命 在日ビルマ人難民認定の3000日』ダイヤモンド社

②論文

伊野憲治

- 1994「理想的支配者像を求めて－ミャンマー『民主化』運動下の民衆像－」田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会『地域学を求めて－田中忠治先生退官記念論文集－』ぎょうせい p.209-251

南田みどり

- 1999「ビルマ女性に関する最新二作について」大阪外国語大学言語社会学会『EX ORIENTE』Vol.1 p.265-280 (書評論文)

③解説・報告

アウンサンスーチー

1997「新ビルマからの手紙」①-⑩ 毎日新聞朝刊不定期連載[1月6日、2月3日、3月3日、4月7日、5月5日、6月9日、7月13日、8月4日、9月8日、10月20日、11月24日、1月12日、3月2日、4月6日、5月11日、6月1日]

アムネスティ・インターナショナル

2000『ビルマ（ミャンマー）の女性たち』アムネスティ・インターナショナル日本 ビルマ（ミャンマー）調整グループ訳

伊藤三郎

1991「スー・チー、普通の母に戻って．．．」『朝日ジャーナル』12月20日 p.3-7

岡本登

2003「孤立化へ突き進むミャンマー軍事政権 スー・チーさん拘束の舞台裏」『世界週報』8月5日号 p.10-14

草野厚

1996「スーチー英雄史観には呆れる」『諸君』8月号 p.128-136

クリッシャー、バーナード

2000「単独インタビュー アウンサン・スーチー 日本は軍事政権との妥協をやめよ」『週刊東洋経済』3月18日号 p.86-90

斎藤照子

1997「アウンサンスーチー演説集」岩波書店『へるめす』1月号 p.138-141

中尾恵子

2001「カレン難民キャンプから」『アジア ウェーブ』No.100 p.10-11

中川一政

1989「スーチー女史インタビュー ビルマの民主化運動は止まらない」『朝日ジャーナル』1989.4.28 p.94-96

根本敬

1995「アウンサン・スーチーの解放が意味するもの 軍事政権の思惑と「建設的関与」の実態」『週刊金曜日』8月25日号 p.21-23
1996「ミャンマー 軍事政権とNLDのにらみ合いは続く アウン・サン・スーチーは国際世論に期待した「捨て身の戦法」を展開」『世界週報』新春特大号 p.14-17

三上義一

1995「解放されたミャンマーのシンボル」『GEO』10月号 p.74-89
1996「アウンサンスーチー 心を強くする」『グラツィア』4月号 p.260-265

南田みどり

1991「彼女の手には自由の花を 滞日中の思い出」『婦人之友』12月号 p.34-36
1996「素顔のアウンサン・スーチー」大阪外国語大学教職員組合『文集』創刊号 p.2-12
1997「アウンサンスーチー 孔雀は飛翔するか」山崎朋子編『アジアの女性指導者たち』筑摩書房 p.179-220

武藤光朗

1992「サン・スーチーのアジアか、マハティールのアジアか」『諸君』第24巻5号 p.40-51

森枝卓士

1992「ビルマ/アウンサンスーチー女史にノーベル平和賞 なぜ、ビルマが東南アジアで最も貧しい国になったのか」『Cardie』1月号 p.108

山本宗補

1996「アウンサンスーチー単独会見 日本政府はODAで誰が恩恵を受けたのか分析すべきです」『週間金曜日』2月16日

④記事

1991「軟禁生活2年！ ノーベル平和賞に輝いたスー・チー女史の夫君が撮った秘蔵写真」『VIEWS』11月13日号 p.16

1996「アウンサンスーチー女史独占インタビュー」『ポ・ナチュレ』1月号 p.22-28

1996「独占インタビュー ミャンマー民主化運動のリーダー」『コスモポリタン』10月号 p.8-15

(E) 人身売買・性暴力・「慰安婦」とビルマ

①著書

稲垣三千穂

1996『少女買春をなくしたい』青木書店

西野留美子

1992『元兵士たちの証言 従軍慰安婦』明石書店

1993『従軍慰安婦と十五年戦争 ビルマ慰安所経営者の証言』明石書店

文玉珠・森川万智子

1996『文玉珠 ビルマ戦線楯師団の「慰安婦」だった私』梨の木舎

②論文・研究ノート

林よし子

1999「ビルマで調査したこと」『女性・戦争・人権』第2号 行路社 p.190-198

森川万智子

2000「第5章 ビルマの「慰安婦」・性暴力被害」西野留美子・林博史編『「慰安婦」戦時性暴力の実態II 中国東南アジア・太平洋編』緑風出版 p.314-335

③解説・報告

オグレディ、ロン

1993「旅行者と子ども」『アジアの子どもと買春』エクパット・ジャパン監修 京都YMC Aアプト訳 明石書店 p.119-150

クラマスワミ、ラディカ

2000「女性売買及び強制売春」『国連人権委員会特別報告 女性に対する暴力』クラマスワミ報告書研究会訳 明石書店 p.103-121

スミス、マーティン

1997「女性の権利、強制売春、AIDS」『ビルマの少数民族 開発、民主主義、そして人権』高橋雄一郎訳 明石書店 p.172-182

羽田令子

1999「チェントン・ガール／舞う少女／消える少女」『黄金の四角地帯 山岳民族の村を訪ねて』社会評論社 p.75-91

古沢加奈

2005「“A MODERN FORM OF SLAVERY: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand” の日本語訳発行にあたって」アジア現代女性史研究会『アジア現代女性史』創刊号 p.102-105

松井やより

1994「タイの山岳民族の子どもたち」『日本を問うアジア 開発・女性・人権』解放出版社 p.32-34.

1994「タイに売られるビルマの子どもたち 一台北で子ども買春問題会議」アジア・太平洋資料センター『オルタ』4月号 p.38

1996「ビルマ、中国の少女も」『女たちがつくるアジア』岩波書店 p.22-24

森川万智子

2002「あと少しで被害者発見です ビルマ慰安婦調査2001年12月」『草の根通信』第352号 p.4-5

2002「産みの苦しみでしょうか ビルマ被害者にたどりつけず」『草の根通信』第355号 p.6-7

④記事

1995「ニュース最前線 少女売春撲滅の道遠く」『バンコク週報』3月24日-30日号

1995「ニュース最前線 少女売春ボーダーレス時代」『バンコク週報』3月31日-4月6日号

2005「前夜インタビュー ナン・ラウ・リャン・ワン <平和>のなかで生きたいービルマ軍事政権による性暴力に抗する女たちー」影書房『前夜』4号 p.49-65